資料編

□ 用語解説

あ行

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、石綿とも呼ばれる。 耐熱性や耐腐食性等に優れ、建築物等の防音材や断 熱材等に使われてきたが、極めて細い繊維で、吸い込 むと悪性中皮腫などの健康被害を引き起こす可能性が あるため、「大気汚染防止法」や「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 (廃棄物処理法)」等によって規制・ 管理されている。

あめにわ

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に 貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽 地。レインガーデンとも呼ばれる。

点 を を を 根

風雪から家屋敷を守り、食料や建材、燃料として利用 するために敷地を取り囲むように植えられた屋敷林の こと。仙台を中心とした東北地方の太平洋側で広く使 われている呼び名。

エコツアー

地域の自然環境や歴史・文化について体験し学ぶとともに、それらの保全にも責任を持つ観光のあり方。 エコツーリズムとも呼ばれる。

エネルギーマネジメントシステム

家庭・ビル・工場等において、エネルギー使用状況の見える化や機器の最適制御等を行うことにより、エネルギー利用を効率化するシステム。システムを導入する対象により、HEMS(家庭)・BEMS(ビル)・FEMS(工場)等と呼ばれる。

エリアマネジメント

一定エリアの魅力を高め、地域を活性化させるため、 住民・事業者・権利者等が主体となり、地域資源を 活かしたにぎわいづくりや様々な地域課題の解決等に 継続的に取り組むまちづくり手法。

汚濁負荷量

河川等の水域に排出される有機物や窒素、リン等の 水質汚濁物質の総量。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気を暖める働きをする気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等があり、産業革命以降、人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の一つとされている。

温室効果ガス削減アクションプログラム

「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく、事業活動からの温室効果ガスの排出を削減するための制度。温室効果ガスを一定程度以上排出している事業者に対し、排出削減に向けた計画書等の提出を求めるとともに、市が必要な助言等を行うことにより、計画的かつ継続的に事業者の温室効果ガス排出削減を図る仕組み。

か行

カーボンフットプリント

商品等が原材料の調達から廃棄・リサイクルに至るまで工程全体を通して排出される温室効果ガスの排出量について、商品等に分かりやすく表示すること。

外来種

その地域にもともと生育・生息していなかったが、人間の活動によって国外や国内の他の地域から入ってきた生きもの。特に、生態系や人の健康、農林水産業へ被害を及ぼすものは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物として指定され、飼育や輸入、販売等が原則禁止されている。

家庭ごみ

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル、廃乾電 池類、プラスチック資源、紙類及び粗大ごみ以外のご みのこと。収集後は直接焼却処理される。

環境アセスメント (環境影響評価)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」 に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及 び騒音について、人の健康や生活環境を保全する上 で維持されることが望ましいとして定められた基準。

環境コミュニケーション

事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷や環境保全に関する情報について公表するとともに、地域住民等から意見を聴くなどにより、事業者と地域住民等が相互理解に努めること。

環境マネジメントシステム

事業者が、自らの事業活動において環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組み、点検・評価を行い、見直すという手順を繰り返すことにより、継続的に環境配慮を進めていく仕組み。

環境ラベル

環境に配慮された製品やサービスにつけられる表示 の総称。環境に配慮された製品等として第三者が認 証するエコマークや、古紙の配合率を示す再生紙使 用マーク等がある。

緩和策

地球温暖化の原因の一つとなる温室効果ガスの排出 を削減し、吸収源を確保するために行う対策のこと。 省エネの取り組みや再生可能エネルギーの普及、二 酸化炭素吸収源となる森林の整備等が挙げられる。

気候変動

大気の平均状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因(温室効果ガスの増加、森林破壊など)のほか自然的要因(地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など)もある。

グリーンインフラ

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤 (グレーインフラ)に対して、良好な景観形成やヒート アイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然 環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤と して活用するという考え方(取り組み)。

グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境のことを考えて環境負荷 ができるだけ小さい製品やサービスを購入すること。

クリーン仙台推進員

地域におけるごみの適正排出や減量・リサイクル等の 取り組みのリーダー役として活動していただいている 方々で、町内会等からの推薦に基づき市長が委嘱し ている。

グリーンビルディング

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物等の大気汚染物質が、太陽光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。高濃度になると、目やのど等の粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管で流す下水道。下水道管の能力 を超えた大雨が降ると、雨で希釈された汚水の一部が 河川等に放流される仕組みとなっている。

コージェネレーション (熱電併給)システム発電の仕組みの一つ。「Co(共同、共通)」と「Generation (発生)」を組み合わせた用語で、燃料を燃やして発電を行うと同時に、その排熱を暖房や給湯にも利用することにより、熱効率を高める仕組み。

ごみの最終処分

焼却処理後の焼却灰や不燃物を埋立処分すること。最終処分を行う場所を最終処分場と言い、廃棄物の性状によって構造基準や維持管理基準が定められており、本市では石積埋立処分場のことを指す。

コミュニティサイクル

一定のエリア内に複数の自転車貸出拠点を設置し、利用者がどの拠点でも自転車を借りたり返したりできる 自転車利用の仕組み。

さ行

雑がみ

古紙のうち、新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の お菓子やティッシュの箱、はがき、包装紙等資源化可 能な紙類のこと。

事業ごみ

本市では、オフィスや商店等の事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物のことを言う。「廃棄物処理法」では、事業者自らの責任において事業ごみ及び産業廃棄物を適正に処理することとされている。

次世代自動車

国の「地球温暖化対策計画」では、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等としている。

循環型社会

無駄なものを購入せず、ものを繰り返し大切に使用する等により、廃棄物の発生を抑制し、廃棄されたものは可能な限りリサイクルすることで、天然資源の消費が抑制され、環境負荷低減につながる社会のこと。

植生自然度

植生からみて、その土地の自然性がどの程度残されているかを示す指標。国は、土地利用の状況等に応じて10段階に区分している。

食品ロス

食べ残しや売れ残り、消費期限切れの食品など、本来 は食べることができたはずの食品が廃棄されること。

森林環境譲与税

市町村による森林整備を推進するため、国が個人に課税する「森林環境税」を財源として、国から市町村及び都道府県に対して配分される税金。令和6年度(2024年度)からの「森林環境税」の課税に先行して、「森林環境譲与税」は令和元年度(2019年度)から配分が開始されている。

森林経営管理制度

林業の成長と森林の適切な管理の両立を図るため、「森林経営管理法」に基づき、適切な経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と経営管理の担い手をつなぐ制度。

水源涵養

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川 へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川 の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土 壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

生活ごみ

本市では、一般廃棄物のうち事業ごみ以外を言う。家庭から排出される、「家庭ごみ」、「プラスチック資源」、「缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類」、「紙類」、「剪定枝」、「粗大ごみ」の総称。

生物多様性

森林や河川、海辺などの多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながり、かかわり合いながら生きていること。

た行

脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量について、排出削減と吸収源確保の取り組みにより、実質的にゼロ(温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること)を達成した社会。

脱炭素先行地域

令和12年度(2030年度)までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するなど、脱炭素ドミノの起点となる地域として、国が選定するもの。仙台市は令和5年(2023年)11月に、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア、東部沿岸エリアの一部を対象とした事業計画が選定された。

地区計画

地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくため、住民が主体となって、必要な道路や公園等の配置、建築物の用途や高さ、建築物の形態・意匠、緑化等について、地区のルールを定めることができる制度。

適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

デコ活

脱炭素につながる将来の豊かな暮らしを創る国民運動の愛称で、二酸化炭素を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉。

雷動車

国の「地球温暖化対策計画」では、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車としている。

透水性舗装

水を通しやすい構造のアスファルトやコンクリートを使用 した舗装。雨水を地下に浸透させることにより、地表に 溜まる雨水を減らすことができる。

な行

二酸化炭素(CO2)

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

二酸化窒素(NO2)

物の燃焼に伴い発生する一酸化窒素が、大気中で酸 化されることにより生成する大気汚染物質。高濃度に なると、のどや肺等の呼吸器系に影響を及ぼすおそれ がある。

は行

バイオガス

バイオ燃料の一種で、有機質肥料、生分解性物質、汚泥などの発酵等により発生するガス。主な成分はメタンガス。

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがある。

バイオマス

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio (生物)」と「Mass (量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体でみると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

ハザードマップ

自然災害に対する防災や減災のため、被災想定区域 や避難経路、避難場所等の防災関係施設の位置など を表示した地図。

パリ協定

平成27年(2015年)に「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で採択された温室効果ガス排出削減等のための国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑える(2℃目標)とともに1.5℃未満に抑える努力を継続すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすること等が盛り込まれている。

ピークカット

電力需要がピークになる時間帯における電力消費を抑えること。電力消費を平準化することにより、エネルギー利用の効率化やコスト削減が図られる。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。都市 部においてエアコンや自動車等からの人工的な排熱 の増加や、緑地の減少、コンクリート舗装等による地 表面からの水分蒸発の減少等により、引き起こされる。

フードドライブ

家庭等にある未使用の缶詰やレトルト食品など保存可能な賞味期限内の食品を持ち寄り、フードバンク団体等に寄付する活動のこと。

不適正排出

本市が定めるごみ排出ルールに違反してごみ集積所 等へ排出する行為のこと。

不法投棄

山林や道路・公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第16条の規定に違反する行為のこと。同法第25条第1項第14号の規定により、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則がある。

フロン類

炭化水素に塩素やフッ素などが結合した化合物。燃え にくく、液化しやすいなどの利点があり、エアコンや冷 蔵庫の冷媒等に使われてきたが、オゾン層破壊物質や 温室効果ガスであることが判明したため、現在は様々 な条約や法律によって大幅に使用が規制されている。

分散型エネルギー

従来の大規模な発電所等に対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散して設置されたエネルギー供給源。非常時におけるエネルギー供給の確保や、需要地での地産地消により送電ロスが少なく効率的なエネルギー利用が可能といった利点がある。

防災環境都市

本市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市 民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としての まちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ て、防災の視点を織り込んだ都市のあり様を示すス ローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営 むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国 内外に発信し、都市の価値を高めていくための取り組 みを進めている。

ポータルサイト

インターネットにアクセスする時に入口となるページや、 特定のテーマ (例えば環境) に関する情報や関連ページへのリンク等を集めた規模の大きなページのこと。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物を、新たな製品の材料もしくは原料へ再利用すること。「材料リサイクル」とも言う。リサイクルには、このほか、化学的に処理して、製品の化学原料等に再利用する「ケミカルリサイクル」、廃棄物を燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用する「サーマルリサイクル」がある。

緑のカーテン

窓の外でアサガオやヘチマ等のつる植物を育て、カーテンのようにしたもの。葉が直射日光をさえぎり、葉から発生する水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏の室内温度の上昇を抑えることができる。グリーンカーテンとも呼ばれる。

緑のネットワーク

生きものの生息地をつなぎ、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等。「緑の回廊」とも呼ばれる。

猛禽類

鳥類のうち、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の総称。 生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食動物である ため、環境の改変による影響を受けやすく、地域にお ける自然環境の保全の指標となる。

モーダルシフト

二酸化炭素排出量の削減のため、トラック等の自動車による貨物輸送から、鉄道や海運等の大量輸送方法に変更すること。

ら行

ライフサイクル

本計画では、商品等について原材料の調達から廃 棄・リサイクルに至るまでの全体の工程のことを言う。

緑被率

みどり (樹林地、草地、農耕地、水面) に覆われた土 地の面積の割合のこと。

緑化計画制度

事業者による緑化の取り組みを促進するため、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、一定規模以上の開発や建築を行う事業者に対し、敷地内における緑化についての計画書の提出や、市長の認定を受けることを義務づけた制度。

英数字

ビーオーディー

BOD (Biochemical Oxygen Demand: 生物化学的酸素要求量)

河川における水質汚濁を測る指標の一つ。微生物が水中の有機物(汚れ)を分解する際に使う酸素の量で、数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。

シーディーピー

英国に本部を置く非営利団体が世界の先進企業等に 対して質問状を送付し、地球温暖化対策や温室効果 ガス排出量等について公表を求める取り組み。企業 からの回答内容やその評価結果は、機関投資家に とって重要な指標の一つとなっている。

エコディーアールアール

Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction: 生態系を活用した防災・減災) 生態系が持つ多様な機能を活用して、災害によるリスクを低減させること。例えば、森林の適切な整備による土砂災害の防止や、海岸林による津波災害の軽減、水田等の農地による洪水緩和等が挙げられる。

イーエスディー

ESD (Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)

環境や貧困、人権、平和等の様々な課題について自 らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを 考え、実践していくことを身につける持続可能な社会 づくりの担い手を育む教育。

イーエスジー

ESG投資

「環境 (Environment)」・「社会 (Social)」・「企業統治 (Governance)」に対する企業の取り組みを重視する投資方法。環境では地球温暖化対策や生物多様性の保全、社会では人権への対応や地域貢献活動、企業統治では法令遵守や情報開示などが重視される。

アイシーティー

ICT (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」と訳され、情報・通信に関連する技術一般の総称。「IT (Information Technology)」とほぼ同義である。

マース

MaaS (Mobility as a Service)

地域住民や旅行者の移動に関するニーズに対応して、 目的地までのルートや移動手段、飲食店・イベント等 の検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

ピーシービー

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

燃えにくく、電気絶縁性に優れ、電気機器等に使われてきたが、人体に有害であることが判明したため、現在は製造等が禁止されている。既にPCBが使用された製品は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理期限が定められている。

ピーエム

PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質の中で、粒径が2.5マイクロメートル以下のもの。ぜんそくや気管支炎を引き起こすなど、健康への影響が懸念されている。

ピーアールティーアール

PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理 の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき、人 や生態系に有害なおそれのある化学物質に関し、事 業所からどの程度環境中(大気、水、土壌)へ排出 されたのか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外 へ運び出されたのかについて事業者が自ら把握し、 年に一度届出を行い、国がその量を集計・公表する 制度。

アールイ

RE100 (Renewable Energy 100%)

企業等が自らの事業活動における使用電力を100% 再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的な取り 組み。

エスディージース

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた、令和12年(2030年)までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する17のゴール(目標)と169のターゲットを掲げている。

ZEB (Net Zero Energy Building)・ZEB化 快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。国は、ZEBの実現・普及に向けて、エネルギー消費量の削減割合等に応じて、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階の区分を設けており、このうちいずれかを達成することをZEB化と言う。

ゼッチ

ZEH (Net Zero Energy House)

快適な室内環境を保ちながら、大幅な省エネルギーの 実現や再生可能エネルギーの導入等により、年間の一 次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した 住宅。ZEBと同様に、国は、エネルギー消費量の削減割 合 等 に 応 じ て、『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Orientedの4段階の区分を設けている。

スリーイ 3E

消費エネルギーの少ないライフスタイルを実践する「省エネ」、再生可能エネルギー等を利用し、自らエネルギーを創り出す「創エネ」、災害時等に備え、エネルギーを蓄える仕組みを取り入れる「蓄エネ」という、エネルギーに関する3つの行動を表す言葉。

3R

廃棄物の「リデュース(Reduce:発生抑制)」、「リユース(Reuse:再使用)」、「リサイクル(Recycle:再生利用)」という、ごみの減量・リサイクルに関する3つの行動を表す言葉。環境負荷の低減に向けては、リデュース、リユース、リサイクルの順に進めることが重要とされている。

2 定量目標一覧

施策分野	定量目標	把握の方法	頻度
脱炭素都市づくり	①温室効果ガス排出量 <中期目標> 令和12年度(2030年度)における温室効果 ガス*排出量を平成25年度(2013年度)比で 55%以上削減(森林等による吸収量を含む) します <長期目標> 令和32年(2050年)温室効果ガス排出量 実質ゼロを目指します	・温室効果ガス削減アクション プログラム*を通じて、各事業 者の排出実績を把握 ・その他、各種統計資料等を用 いて排出量と吸収量を推計	毎年
自然共生 都市づくり	②みどりの総量 みどりの総量 (緑被率*) について、現在の 水準を維持・向上させます	・航空写真により、市域における 緑被率 (樹林地、草地、農耕 地、水面に覆われた土地の面 積割合) を把握	回/5年
	③猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類* (オオタカ・サシバ) の生息環境を維持・向上させます	・植生図をもとに、オオタカとサ シバの生息に適した地域の面 積を推計	1回/5年
	④身近な生きものの認識度 身近な生きもの(9種)について、全ての種に おける市民の認識度を現在よりも向上させます	・アンケート調査により、ツバメ やカッコウなど9種の身近な生 きものについて、過去1年間に 見た・鳴き声を聞いたと回答 する市民の割合を把握 ・アンケートは中学1年生とその 家族(計3,500人程度)を対象	回/5年
資源循環都市づくり	⑤ごみ総量(生活ごみ*と事業ごみ*の合計) 令和12年度(2030年度)におけるごみ総量 を33万トン以下(令和元年度(2019年度)比 で12%以上削減)にします	・市が処理した生活ごみと事業 ごみを集計	毎年
	⑥ごみの最終処分量 令和12年度 (2030年度) におけるごみの最終処分*量を4.6万トン以下(令和元年度 (2019年度) 比で12%以上削減) にします	・直接埋立量と粗大ごみ等から 出る残渣物、焼却灰の量を集 計	毎年
	⑦I人I日当たりの家庭ごみ排出量 令和12年度(2030年度)におけるI人I日当 たりの家庭ごみ*排出量を400グラム以下(令 和元年度(2019年度)比で14%以上削減)に します	・家庭ごみ総量から算定	毎年
	⑧家庭ごみに占める資源物の割合 令和12年度(2030年度)における家庭ごみ に占める資源物の割合を30%以下(令和元年 度(2019年度)比で12.5ポイント以上引下げ) にします	・清掃工場に搬入された家庭ご みの組成調査により把握	毎年

施策分野	定量目標	把握の方法	頻度
快適環境都市づくり	⑦環境基準の達成状況 大気、水、土壌及び騒音に関する環境基準*(二酸化窒素*についてはゾーン下限値) を達成します	・大気や水質等の環境調査により、達成状況を把握	毎年
	⑩環境に関する満足度 市民の「環境に関する満足度」(8項目) について、全ての項目における満足度を現在よりも向上させます	・アンケート調査により、「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」などの8項目について、「満足している」または「やや満足している」と回答する市民の割合を把握・アンケートは無作為抽出による18歳以上の市民3,000人を対象	1回/5年
行動する 人づくり	①日常生活における環境配慮行動 日常生活における市民の環境配慮行動 (25項目)について、全ての項目における実 践割合を現在よりも向上させます	・アンケート調査により、省エネやごみの分別等に関する25項目の環境配慮行動について、「常にしている」または「できるだけしている」と回答する市民の割合を把握 ・アンケートは無作為抽出による18歳以上の市民3,000人を対象	回/5年

3 審議の経過

(1)計画策定時の審議の経過

年月日	事 項	内 容
令和元年7月8日	令和元年度 第2回仙台市環境審議会	○仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)の改定について(諮問) ○現行計画の進捗状況について ○「杜の都環境プラン」改定に向けた視点について ○検討部会の設置について
令和元年8月7日	第1回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	○環境施策をとりまく状況と本市における取り組みの評価等について ○「杜の都環境プラン」改定に向けた市民参画の取り組み について
令和元年9月19日	第2回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	〇次期「杜の都環境プラン」における環境都市像と施策 体系等について
令和元年 月8日	第3回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	○次期「杜の都環境プラン」における環境都市像と施策体系等について ○地域の特性と重点的な取り組みのイメージについて
令和2年1月20日	第4回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	〇検討状況のとりまとめ (環境審議会への報告案) について
令和2年2月3日	令和元年度 第3回仙台市環境審議会	〇次期「杜の都環境プラン」における環境都市像と施策 体系等について
令和2年3月16日	第5回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	○「杜の都環境プラン」中間案に向けた検討資料について
令和2年5月18日	令和2年度 第1回仙台市環境審議会	○「杜の都環境プラン」中間案に向けた検討資料について
令和2年7月3日	第6回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	○「杜の都環境プラン」中間案 (素案) について
令和2年7月27日	令和2年度 第2回仙台市環境審議会	○「杜の都環境プラン」中間案 (案) について
令和2年9月1日~ 令和2年10月6日	パブリックコメント	 ○説明会参加人数 189名 ○意見提出者数 7 名
令和2年9月7日~ 令和2年9月15日	説明会(各区・宮城地区・ 秋保地区 計8回)	○意見数 160件
令和2年10月28日	第7回「杜の都環境プラン」 改定検討部会	○「杜の都環境プラン」答申(素案)について
令和2年12月1日	令和2年度 第3回仙台市環境審議会	○「杜の都環境プラン」答申(素案)について
令和3年1月7日	令和2年度 第4回仙台市環境審議会	○「杜の都環境プラン」答申案について
令和3年1月14日	答申	〇仙台市環境基本計画 (杜の都環境プラン) の改定に ついて仙台市環境審議会から市長へ答申
令和3年3月12日	議決	〇仙台市議会令和3年第1回定例会にて議決

(2)令和5年度計画改定時の審議の経過

年月日	事 項	内容	
令和4年12月2日	令和4年度 第2回仙台市環境審議会	○「仙台市環境基本計画 (杜の都環境プラン)」及び 「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について (諮問)	
令和5年8月8日	令和5年度 第2回仙台市環境審議会	○「杜の都環境プラン」改定中間案(案)について	
令和5年10月2日~ 令和5年10月31日	パブリックコメント	○説明会参加人数 24名○意見提出者数 17名	
令和5年10月14日	説明会	→ ○意見数 46件 	
令和5年12月7日	令和5年度 第3回仙台市環境審議会	○「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の答申(案)について	
令和6年1月5日	答申	○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について仙台市環境審議会から市長へ答申	
令和6年3月14日	議決	〇仙台市議会令和6年第1回定例会にて議決	

4 仙台市環境審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	所属・職名
副会長	青木 ユカリ	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事・事務局長
- 町玄区		
	安齋由貴子	宮城大学看護学群教授(公衆衛生看護学)
	石川宣子	公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 理事
	有働 恵子	東北大学大学院工学研究科 教授(水工学)
	大越 和加	東北大学大学院農学研究科 教授 (生物海洋学)
会長	風間 聡	東北大学大学院工学研究科 教授(水環境学)
	ごうこ 正太郎	市議会議員
副会長	駒井 武	東北大学 名誉教授 (エネルギー資源学)
	近藤 祐一郎	東北工業大学工学部都市マネジメント学科 教授 (環境教育学)
	齋藤 優子	東北大学大学院環境科学研究科 准教授(資源循環政策学・環境社会システム)
	佐々木 均	宮城県 環境生活部長
	佐々木 真由美	市議会議員
	塩谷 久仁子	仙台弁護士会
	菅澤 敬子	一般社団法人みやぎ工業会 (共進機材株式会社 代表取締役)
	杉山 佳弘	東北経済産業局 資源エネルギー環境部長
	鈴木 邦夫	東北運輸局 交通政策部長
	鈴木 公至	仙台市連合町内会長会 会長
	髙山 秀樹	仙台商工会議所 常務理事・事務局長
	田村 省二	環境省 東北地方環境事務所長
	佃 悠	東北大学大学院工学研究科 准教授 (建築計画学)
	鳥羽 妙	尚絅学院大学総合人間科学系理工・自然部門 准教授(森林水文学)
	中谷 友樹	東北大学大学院環境科学研究科 教授 (地理学)
	西澤 啓文	市議会議員
	谷田貝 泰子	特定非営利活動法人水・環境ネット東北 事務局長
	山田 一裕	東北工業大学工学部環境応用化学科 教授 (環境生態工学)
	五十嵐 誠	東北運輸局 交通政策部長
	佐藤 靖彦	宮城県 環境生活部長
	島田 福男	仙台市連合町内会長会 会長
	渡辺 博	市議会議員
		I .

[※]計画の改定に係る諮問から答申までの期間(令和4年12月2日から令和6年1月5日)に委嘱していた委員を記載

[※]太枠内の委員は、答申時点で委嘱していた委員

計画策定に向けた市民参画の取り組み

年月日	事 項	内 容
平成3 年 月9日~ 平成3 年 月25日	環境に関する市民意識調査	○環境に関する満足度や日常生活における環境配慮行動の実践状況、今後取り組むべき環境施策等に関する市民意識調査を実施 ○対象:満18歳以上の市民3,000名(無作為抽出)及び 市内中学校25校の2年生757名
令和元年7月28日~ 令和元年7月29日	環境啓発イベントにおける 市民アンケート① (TBC夏まつり)	
令和元年9月1日	環境啓発イベントにおける 市民アンケート② (エコフェスタ)	○環境啓発イベントに出展し、「将来、仙台は、環境面でどのようなまちになったら良いか」などについてアンケートを実施 ○延べ回答者:1,074名
令和元年 月 0日	環境啓発イベントにおける 市民アンケート③ (仙台防災未来フォーラム)	
令和元年 2月 日	みらいの「杜の都」 環境づくりワークショップ	○仙台らしい、環境にやさしいライフスタイルのあり方について考えるワークショップを実施 ○トレンドとなるような新しいライフスタイルを提案する仮想の雑誌「Moriko」の誌面を作成し、発表 ○参加者:10代から80代までの市民35名、「杜の都環境プラン」 改定検討部会委員7名

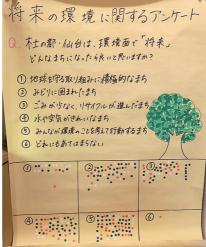
市民アンケート実施のようす (TBC夏まつり)





市民アンケート実施のようす (エコフェスタ)





市民アンケート実施のようす (仙台防災未来フォーラム)

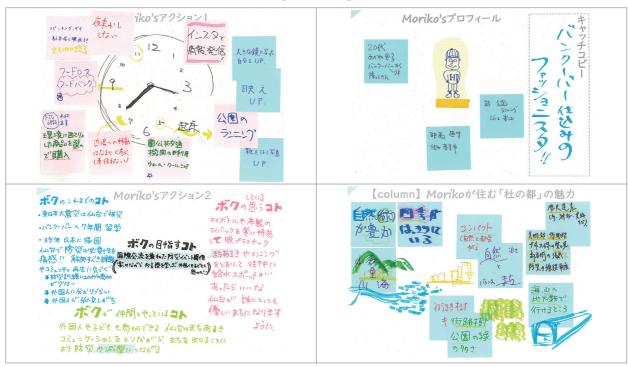




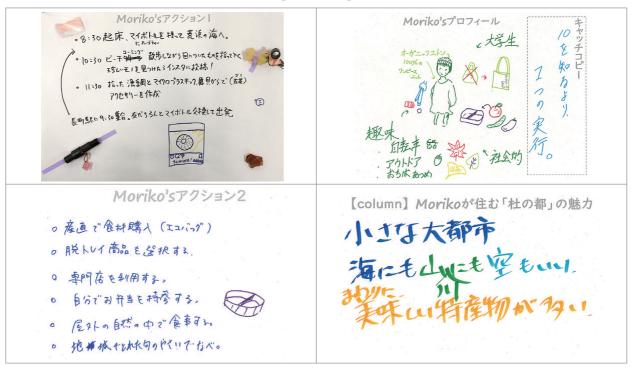
みらいの「杜の都」環境づくりワークショップ参加者による、「杜の都スタイル」の提案

ワークショップでは、仙台の環境の魅力や、仙台ならではの環境にやさしいライフスタイルについて話し合い、新しいライフスタイルを提案する仮想の雑誌「Moriko」の特集誌面を作成し、仮想の人物「Morikoさん」の環境にやさしいライフスタイルとして紹介して頂きました。

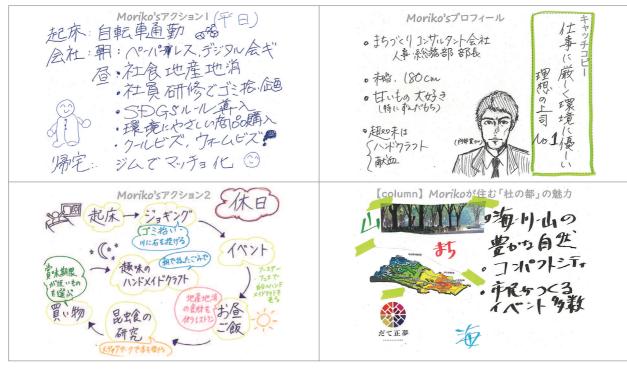
【Aグループ】



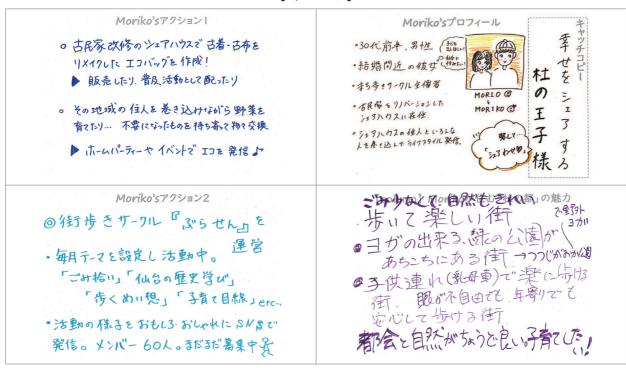
【Bグループ】



【Cグループ】



【Dグループ】



【Eグループ】

Moriko'sアクション1



- ・お父さんに誘われて、ビーチクリーンに初参加 海上ファラスチック問題の実状を知る。 、かうスチックを削え献しなければならないと気がく、アロハイ
- ・友人にも環境問題意識を広めるため、手作りの
- オシャレなエコバックをついゼント! ・友人が手作りエコバックをインスタに投稿し、大きくバズる!
- ·H&Mの新商品になった!
- · 次はマイボトルのデザイン、商品化も考えている。
- ・仙台初売りかりベルテル採用され、世界に発信!

Moriko'sプロフィール

- ·女稿生(水)
- ,仙台市街地、梅田川の近くに 3世代之意诗.
- 野路する大の野客に過去に初明 清掃に関わた神人の打に配化2h2 お世環境のことがすかいり気になる.
- 優等生たけど環境問題に無関いては中等生の 接手至1578 年現代的歌は小師ののですが 若がいるが、 知能の環境問題への取り過少に 到限を受けて 超温以外にも 大切かものが # Z=Z E Ko 3.



Moriko'sアクション2

近くのファンシスでアルバイトを始めて、お客から食が細を移いいまったを ちいきんり、存庫にロスト 出ることをなり、ことふないが関いたことのある 「1-ドロス」の問題を身近かに感じることにとなります。 · もい、たると話し合い、多が残しゃテイケアウトを可能のします。 まれ、持ちり取り、おちゃんい、お無弁当箱の自みもの中がかけます。 えかいとも学校い存かといまます。 みんな 変外に気にしゃくれる、学園野生 このことも まなりかけがうと、生性ない もないます。 ない、 えのことを学園里い 室施し、結難らなり、北京の事間を頂い上げなかることになります。 えいた、他の学校は「キャイハンナママロないかけまうとはります。こういちことに みなり 興味がなかった着な、お焼さんが 計関けなどに 取り上げられることとで いろいすっとからいなり4分の、知味の他にも大されなことがあるいた。と 我に始めます。

【column】 Morikoが住む「杜の都」の魅力

- ・自然と街か近いところにまてまって いる、都会すきず田舎すきかいちょうといない後で
- ・街の中には街路樹や公園など、緑豊かで、 自転車で起、て心地よく、看持がお寒れき す、それでもちゃしと四季を感じられます。



【Fグループ】

Moriko'sアクション1

- 。プラスチックの使用をひかえるため、 行きっけのカストマイカップを持参 かそなえである。
- のなるべく近所のお店で買い物をし、 マイバックを持参、
- 。地元食材をファーマーズマーケットで、購入

- Moriko'sプロフィール 本土である権义アイラア マンルは、チッチェマ で回路管!
- ·30~407. THE -32" En3
- ·仕事は「T.ウェデザン、本社版》
- ストロス大村い 国際党を 。家も買って新ストフ、太陽光発、グリーン カーテンで光熱黄節約レローン完さいを早のる
- 。母子さりが弁当作りのでめ、早寝早起さ 早朝は寒いので着ひんで作業

o Webデザインの仕事はアイデアに煮っまることがあります。 そんな時は、森の中を散歩したり、森の中のカフェでランク。 そうすまと、いろい、とアイラッアかいいよのルでによんといす。 日子には広瀬川の水に足もつけて眼想するともの

こんなアイデアをとめる仏台の自然。 それにおからしをするために、 Webで似ちの自然の魅力を発信しています。

O イ木日には子かもと一緒に川や森をきれいにいたり守ったりする 活動に参加することもあります。

【column】 Morikoが住む「杜の都」の魅力

森が近い。川が近い 回沙広瀬川 2門加东生治.

5

うて都市の規模がなうとない. り自転車で森へも街中へも!

気候がなさせない. 暑さも寒さも厳しなさない!

6 仙台市環境基本条例

平成8年3月19日 仙台市条例第3号

目次

前文

第|章 総則(第|条一第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等(第7条-第10条)

第2節 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第11条--第25条)

第3節 地球環境保全の推進(第26条・第27条)

第3章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制(第28条・第29条)

第4章 環境審議会(第30条)

附則

わたしたちは、これまで、「公害市民憲章」や「仙台市公害防止条例」を制定し、公害の未然防止及び排除に努めるとともに、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」を制定するなど、積極的に「杜の都」の環境を守るための努力を続けてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組だけでは対応が困難な都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、さらに、個々人の活動及び都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有する。

特に、わたしたちは、日々の暮らしが、先人のたゆまぬ努力によって守られ、かつ、築き上げられてきた「杜の都」の 自然環境及び歴史的、文化的な所産の恵沢によって支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代 に引き継いでいかなければならないという重要な使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この仙台が、人と自然が 健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な、世界に誇りうる都市となることをめざし、この条 例を制定する。

第|章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかに するとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関す る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むこと のできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とす る。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代の市民に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が 健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に 推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然 環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減 その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協 力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境 への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、 水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良 好な環境を確保すること
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、杜の都の自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめ適切な段階で、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講じなければならない。

(規制の措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協 定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第14条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全 及び創造のための適切な措置を採るように誘導するため、必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるように 努めなければならない。

(杜の都の緑豊かな環境の確保等の推進)

- 第15条 市は、森林その他の杜の都の風土を象徴する緑が有する環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び 整備並びに市街地等における緑化の推進に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、杜の都の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公 共的施設の整備その他の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための事業の推進及び水、緑等に包まれた魅力 ある都市空間の形成に関し必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の 環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなけれ ばならない。

(廃棄物の減量等の推進)

- 第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的 な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並び に広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第21条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減についての取組を実効あるものとするため、事業者の環境管理(環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部署の設置等の体制整備及びこれらの監査の実施等をいう。)の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第23条 前4条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第24条 市は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体 と協力して推進するように努めなければならない。

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第26条 市は、前節に掲げる施策と相まって、地球環境保全に貢献することのできる施策を積極的に推進しなければならない。

(地球環境保全に関する国際協力)

第27条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

(総合的な調整等のための体制)

第28条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

(市民等との協働体制)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民、事業者及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

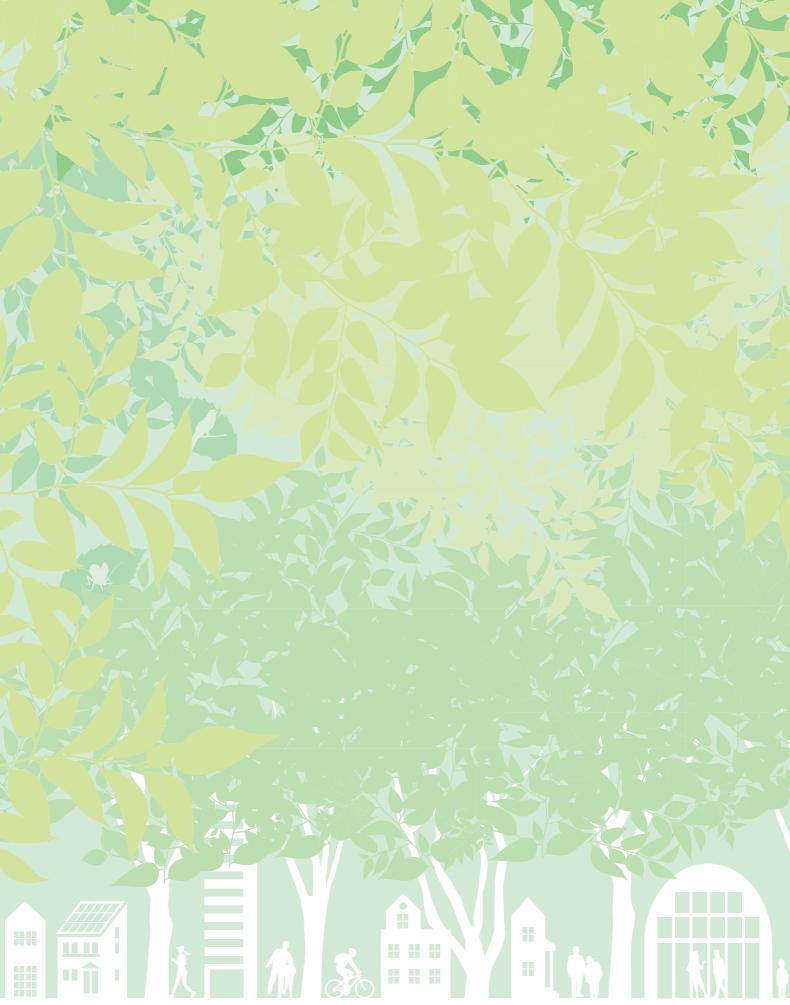
第4章 環境審議会

第30条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、仙台市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
- 3 審議会は、委員30人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。



杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)[令和6年3月 改定版]

(令和6年3月)

編集·発行 仙台市環境局環境部環境企画課

〒980-8671仙台市青葉区二日町6-12(MSビル二日町)

電話:022-214-8218 FAX:022-214-0580 Eメール:kan007||0@city.sendai.jp







